

第2回青少年問題協議会におけるプラン素案に対する意見への対応状況

【反映区分の内容】

資料2

- 「A(全部反映)」:意見の内容の全部を反映し、プランを「最終案」に向けて修正したもの  
 「B(一部反映)」:意見の内容の一部を反映し、プランを「最終案」にむけて修正したもの  
 「C(趣旨同一)」:意見とプランの趣旨が同一であると考えられるもの  
 「D(個別計画の策定及びプランの推進等に当たって参考とするもの)」:プランを修正しないが、個別計画の策定及びプランの推進に当たって参考とするもの  
 「E(対応困難)」:A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの  
 「F(その他)」:その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)

No.	委員名	新プラン項目			意見	対応状況(県の考え方)	決定への反映区分	プラン最終案への反映内容
		大区分	中区分	小区分				
1	石橋委員	第1章	2	(2) P14~15	資料2の4番について、ニート、ひきこもりと障がいや性的マイノリティが並列して書かれており、学校現場としては違和感がある。 対処しなければならないことと、支援すべきことを考えた時に、学校側としては障がい等があることに当たるが、性的マイノリティは個性のひとつと思う。 どちらかというニートやひきこもりは問題視されることがあるが、それと併記して、障がい等と載せるのは違和感がある。	「子ども・若者白書」(内閣府発行)の記載内容に合わせて、項目を整理のうえ修正します。	B(一部反映)	第1章2(2)を以下のように修正しました。 ・若年無業者いわゆるニート(※1)の数は、ここ数年で若干減少傾向にあるものの、本県では平成29年度推計値で5,800人となっています。 ・県が平成30年度に実施した実態調査(※2)によると、ひきこもり状態と見られる方の数は1,616人で、そのうち15歳以上30歳未満の引きこもり者は576人(35.6%)となっています。また、不登校児童生徒の割合が増加しています。 ・児童生徒の障がいの状態が多様化しており、個々の教育ニーズに応じた指導・支援の充実や、非行・犯罪に陥った青少年への支援が必要です。 ・子供の貧困問題への対応のほか、自殺対策、性的マイノリティ(LGBT等)(※3)への理解促進、外国人の児童生徒等の学びの場の確保が必要となっています。 ・児童虐待相談件数が増加していることから、発生予防、早期発見、相談機能と対応の充実など、児童虐待のない地域づくりが必要です。 ・困難を抱える子供・若者の自立や家族等への支援を効果的に行うため、関係機関等の支援ネットワークを強化し、対象者の置かれた状況に応じて、必要な支援が継続的に提供される体制を構築する必要があります。
		第3章	1	(5)ア p44~47	貧困、自殺対策、LGBT、外国人については、新たな項目「エ 子供の貧困問題や特に配慮が必要な子ども・若者の支援」を設けて整理します。	B(一部反映)	第3章1(5)に以下の項目を追加しました。 エ 子供の貧困問題や特に配慮が必要な子ども・若者の支援 【現状と課題】 ・「子供の貧困対策の推進に関する法律」を踏まえ、子供の現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、環境整備が必要です。 ・青少年の自殺対策、性的マイノリティ(LGBT等)の児童生徒への対応、外国人の児童生徒の学びの場の確保などの対応が必要です。 【施策の推進方向】 ○子供の現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、子供たちが自分の将来に希望を持てるよう、「いわての子どもの貧困対策推進計画」に基づき、子供の貧困対策を総合的に推進します。 ○一人ひとりが自らの心の不調に気づき、年代や悩み事に応じて適切な支援を受けられるよう、心の健康教育や相談支援体制の充実・強化等により子供・若者への自殺対策を推進します。 ○指定校における、性的マイノリティ(LGBT等)を含む人権教育に係る取組を全県に普及し、児童生徒及び教職員の理解を深めます。 ○性的マイノリティ(LGBT等)に対する相談窓口を設置するとともに、出前講座等の実施により県民の理解を深めます。	

No.	委員名	新プラン項目			意見	対応状況(県の考え方)	決定への反映区分	プラン最終案への反映内容
		大区分	中区分	小区分				
2	石橋委員	第1章	1	(4) p9	第1章1(4)地域の安全・安心について、「子供への声かけ、つきまといが高水準で推移」と記載しているが、言葉の使い方として、何に比べて高水準なのか不明。	文言を修正します。	A (全部反映)	第1章1(4)を以下のように修正しました。 ・子供への声かけ、つきまとい等が、平成30年度は10年前の約3倍に当たる374件となっていることから、地域ぐるみでの犯罪が起こりにくい環境づくりが必要です。
		第2章	—	(3) p27				
3	庄司委員	全体	—	—	プラン全体を通して、学校に対してすべきことを沢山記載しているが、学校の先生の働き方は過酷。先生への支援は盛り込む必要がないのか。	教職員の働き方については、教育振興計画において整理しています。 なお、第3章2(4)ワークライフバランスにおいて、教員も含め青少年と関わる大人のワークライフバランスの推進について記載しいています。	D (個別計画の策定及び参考とするもの)	第3章2(4)ワークライフバランスにおいて、教員を含めた大人の働き方に関して記載をしており、趣旨については反映済みとさせていただきます。
4	佐藤委員	全体	—	—	理念としては立派だと思うが、県民感覚とすれば具体的にどうするかについて興味がある。	第3章取組の方向「施策の推進方向」において、5年間を通じて取り組む内容を可能な範囲で具体的に記載しています。	C (趣旨同一)	第3章取組の方向「政策の推進方向」において、今後5年間の課題に向けた取組を具体的に記載しており、趣旨については反映済みとさせていただきます。
5	佐藤委員	第4章	1	—	第4章の推進体制で、市町村等との連携を強化するとあるが具体的ではない。具体的に取る取組の内容がフォーラムを開催するなどしかない。理念をどのように具体化するのか。	市町村や関係機関等との連携について、子供・若者ネットワーク会議の機能充実など具体化に努めます。 青少年の健全育成については、県民運動として県民全体で取り組んでいることから、コラムとして掲載します。	B (一部反映)	以下の県民運動に関するコラムを追加しました。 コラム1：いわて家庭の日県民運動 (p49) コラム2：岩手の教育振興運動 (p50) コラム3：非行防止県民運動 (p72)

No.	委員名	新プラン項目			意見	対応状況(県の考え方)	決定への反映区分	プラン最終案への反映内容
		大区分	中区分	小区分				
6	五十嵐委員	第1章	3	(3)ウ p25	インターネット・スマートフォン関係の取組方向について、10年前から変わり映えがしない。これまで取組んできてどのような成果があったのか。 また、従来どおりやるべきことと、今後強化する新規の内容は分けて記載したほうがよい。	これまでの取組と今後充実される取組についてより分かりやすくなるよう、第1章のプラン5年間の課題及び第3章の現状と課題、取組の方向性の記載内容を修正します。 また、県関係機関によるメディア対応能力の取組について、コラムを新たに掲載します。	B(一部反映)	第1章3(3)を、以下のように修正しました。 【課題】 ・「意識調査」によれば、インターネット等の利用時間は、平成27年度調査に比べ、少年・青年共に増加傾向にあり、いわゆるネット依存が懸念されます。
		第3章	3	(4)イ p70~73	インターネット・スマートフォン関係の取組方向について、10年前から変わり映えがしない。これまで取組んできてどのような成果があったのか。 また、従来どおりやるべきことと、今後強化する新規の内容は分けて記載したほうがよい。	これまでの取組と今後充実される取組についてより分かりやすくなるよう、第1章のプラン5年間の課題及び第3章の現状と課題、取組の方向性の記載内容を修正します。 また、県関係機関によるメディア対応能力の取組について、コラムを新たに掲載します。	B(一部反映)	第3章3(4)イを、以下のように修正しました。 【現状と課題】 ・平成30年度政府統計では、インターネットを利用している青少年の割合は、小学生では約8割、中学生では約9割、高校生ではほぼ100%利用となっています。 ・「意識調査」によると、最も多い「友達とのコミュニケーション手段」としてSNS等を活用する青少年が、少年で約3割、青年で約7割となっています。 ・また同調査によると、少年の5割以上、青年の6割以上が1日2時間以上インターネットを利用しており、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイト等を通じた被害などが問題となっています。 ・県では、青少年が適切にインターネットを活用できるよう、主に青少年の指導的立場にある方を対象に、情報メディア対応能力養成講座を各地で開催しているほか、学校等の研修会に講師を派遣し、年齢に応じた指導を実施し、各地域での主体的な活動を支援しています。 ・また警察では、犯罪被害に巻き込まれないよう、学校等が開催する非行防止教室への講師派遣や、サイバーセキュリティカレッジを実施しています。 ・SNS等のコミュニティサイト(※1)に起因する福祉犯被害者は、平成28年28人、平成29年20人、平成30年16人と減少していますが、インターネット関連の犯罪は傾向が見えず、予断を許さない状況にあります。 ・また、インターネット上でのいじめ、誹謗・中傷等の書き込みなどにより、自らが加害者になるケースもあることから、適切な活用を指導することも必要です。 ・岩手県「青少年のための環境浄化に関する条例」において、保護者等には、青少年に有害情報を閲覧させないようにする努力義務、インターネットカフェ等でインターネットを利用させる業者には、フィルタリングの活用等により、青少年に有害情報を閲覧させないようにする努力義務が、それぞれ規定されています。 ・このようなことから、引き続き保護者や地域、関係団体等と連携して、ネット依存も含むインターネットを適切に活用する能力の習得やフィルタリングの普及について取り組む必要があります。

No.	委員名	新プラン項目			意見	対応状況(県の考え方)	決定への反映区分	プラン最終案への反映内容
		大区分	中区分	小区分				
	五十嵐委員	第3章	3	(4)イ p70~73	インターネット・スマートフォン関係の取組方向について、10年前から変わり映えがしない。これまで取組んできてどのような成果があったのか。また、従来どおりやるべきことと、今後強化する新規の内容は分けて記載したほうがよい。	これまでの取組と今後充実される取組についてより分かりやすくなるよう、第1章のプラン5年間の課題及び第3章の現状と課題、取組の方向性の記載内容を修正します。 また、県関係機関によるメディア対応能力の取組について、コラムを新たに掲載します。	B (一部反映)	第3章3(4)イを、以下のように修正しました。 【施策の推進方向】 ○ いわゆるネット依存への対策や利用者の低年齢化も含めたインターネットを適切に活用する能力の習得のため、保護者や地域の方、青少年の指導的立場にある方など青少年に関わる大人を主な対象として、メディア対応能力養成講座を各地で開催します。 また、学校、自治会等の各団体が自ら開催する研修会等に、講師を派遣します。 ○ 児童生徒が、情報化社会において適切に行動する考え方や態度を身に付ける指導を行うため、教員研修を実施し、情報モラル教育に取り組みます。 ○ 児童生徒を性的被害や有害情報から守るため、スマートフォンなどの情報端末のフィルタリングやインターネット利用のルールに関する普及啓発活動を、保護者や地域、関係団体等と連携して取り組みます。 ○ インターネット犯罪被害防止のため、フィルタリング普及の広報啓発を行います。 また、学校等が開催する非行防止教室へ講師派遣するとともに、情報セキュリティ意識の高揚と、より安全で安心なインターネットの利用を図り、サイバー犯罪等の被害を防止することを目的とする「サイバーセキュリティカレッジ」を実施します。 ○ 関係機関・団体の情報メディア対応に関する取組内容の情報を共有し、研修内容や問い合わせ先等を青少年活動交流センターのHPに掲載するなどして、県民に広く周知します。
7		第3章	3	(4) p70~73	ネット依存で生活リズムが乱れ不登校になっているというケースや、掲示板やブログによって中傷されたりというケースも出ている。小中学校校長会では、子供と保護者一緒にモラルとインターネットの怖さ等を学ぶ場を設けた方がいいという意見がでた。 保育園幼稚園の保護者が、ネットの怖さを知らずに、お子さんにスマートフォンを与えている状況がある。保護者と子供と一緒に学べる場として、どんな方に頼めるのかの情報がないので困っている。	第3章3(4)の記載内容を修正します。 また、小さいころからスマートフォンを見せたり、預けたりする問題の他、メディア対応能力の取組について、コラムを新たに掲載します。	B (一部反映)	第3章3(4)を、以下のように修正しました。 【施策の推進方向】 ○ いわゆるネット依存対策や利用者の低年齢化も含めたインターネットを適切に活用する能力の習得のため、保護者や地域の方、青少年の指導的立場にある方など青少年に関わる大人を主な対象として、メディア対応能力養成講座を各地で開催します。また、学校、自治会等の各団体が自ら開催する研修会等に講師を派遣します。  ○ 関係機関・団体の情報メディアに関する取組内容の情報を共有し、研修内容や問い合わせ先等を青少年活動交流センターのHPに掲載するなどして、県民に広く周知します。
8	村上委員	第3章	3	(4)	学校と警察の橋渡しとして、スクールサポーターという警察官OBが県内各地に配置されている。県内小学校には年2回各地を回ることにしている。スクールサポーターや生活安全課の職員が講師になって活動している。都合がつく限り対応したい。警察の場合、ある程度突っ込んだ具体例を示して話ができる。	(参考意見として傾聴)	C (趣旨同一)	コラム4「本県におけるメディア対応の取組」に警察のメディア対応の取組を記載しております。
9	馬場委員	第3章	3	(4) p70~73	連携強化が大事。学校だけでなんとかできる状況ではもはやない。地域、警察、商工会等と連携して様々な教育活動を行っている。 インターネット・スマートフォン関係は、リテラシー、マナー、啓発も含めて対処していかなければならない。どのように防ぐのか、各機関がばらばらにやっても効果が薄い。連携の強化をお願いしたい。	県の各関係機関によるメディア対応能力の取組について、コラムを新たに掲載します。	B (一部反映)	コラム4「本県におけるメディア対応の取組」に、県の各関係機関の取組を掲載しています。

No.	委員名	新プラン項目			意見	対応状況(県の考え方)	決定への反映区分	プラン最終案への反映内容
		大区分	中区分	小区分				
10	五十嵐委員	第3章	3	(4) p70~73	赤ちゃんの頃からスマートフォンを見せたり預けたりしている、小学校に入ってからではもう遅い。結婚した時点、子供を産むであろう頃から、教育が必要ではないか。	小さいころからスマートフォンを見せたり、預けたりする問題については、コラムで内閣府の取組を掲載します。	D(個別計画の策定及び参考とするもの)	コラム4「本県におけるメディア対応の取組」にスマホ時代の子育てについて情報掲載しています。
11	及川委員	全体	—	—	<p>青少年をめぐる様々な問題について色々考えていることには関心。一方で、このことをどうやって若者に発信し、共有できるのかと感じた。</p> <p>現代社会との付き合い方に悩んでいる生徒と接する機会があるが、「居場所がある」、「自分を支えてくれる人がいる」、「存在を承認されている」ということをきちんと理解することや、子供たちが色々な課題に立ち向かっていくことが大事。</p> <p>そういう時に、このプランが「大人たちがあなたたちを守ります」ではなく、「一緒に岩手県を創っていくプラン」だと、若者たちと共有、共感し合えるかということが一番かと思う。</p> <p>SNSには問題もあるが、青少年に対してはSNSを使わないと伝わらない。</p>	<p>若者にも分かりやすいように、専門用語に注釈を付したり、全体的に分かりやすい表現に修正します。</p> <p>また、コラムとして青少年や若者の活動拠点に係る情報を掲載するとともに、「いわて若者交流ポータルサイト」に青少年プランのパブコメについて掲載します。</p>	B(一部反映)	全体に注釈を追加し、分かりやすい表現に修正します。 コラム5「青少年や若者の活動拠点」に掲載しています。
12	山田委員	第1章	2	(1) p13~14	<p>地元愛が強いというのは企業の採用サイドとしても感じている。しかし、やりたいことをやりたいという学生も増えて、クラスの半分以上は県外に出て行ってしまふ。岩手に残ってもらえるような魅力ある会社にしていきたいと感じた。</p> <p>連携強化という点で、民間企業でも寄与できることがらと思うので、機会があればお願いしたい。</p>	(参考意見として傾聴)	C(趣旨同一)	第3章4若者が活躍できる「環境づくり」において、若者の起業支援を記載しており、民間企業と連携した取組を今後とも推進します。
13	小笠原委員	第1章	1	(1) p5	<p>岩手医大が矢巾町に移転した影響で、これから一日1万人の方が行き来するだろうと言われている。高齢化率も滝沢市に次いで低く、県内で2番目となっており、町内が非常に変わってきた。</p> <p>子供たちの環境の変化や心の変化が分からない。将来は医者になりたいという子供も出てきて、自分の将来の夢を見ている子供もいてほっとする事例もある。</p> <p>一口に人口減少・少子高齢化といっても、矢巾町の場合は、どうなるのか、問題もあるがよいところもあるという状況。</p>	(参考意見として傾聴)	D(個別計画の策定及び参考とするもの)	第3章2愛着を持てる「地域づくり」において、「地域の子供」として、共に青少年を育てていくための推進方向を記載しています。

No.	委員名	新プラン項目			意見	対応状況(県の考え方)	決定への反映区分	プラン最終案への反映内容
		大区分	中区分	小区分				
14	千田委員	全体	—	—	<p>全般的にまず言葉の単語が難しいと感じた。一つ一つの意味は分かっても、文になったときに理解するのに時間がかかる。どういう年齢層に見てもらいたいのか疑問を感じた。</p> <p>インターネット・スマートフォンの関係で、当社は修理センターもやっているの、色々なIT関係の質問や修理事項がある。幅広い年齢の方にあつた説明の仕方をしている。専門用語だと伝わらない部分があるので、誰にでも分かるような伝え方が時には必要ではないか。</p> <p>地域性の問題についても、自分は奥州市在住だが、盛岡だけでなく地域毎にフォーラムを開催するなどあってもいいのではないか。</p>	<p>専門用語には注釈を付すと共に、より分かりやすいように表現を見直します。</p> <p>フォーラム等の開催に当たっては、地域に偏りがでないように配慮していきます。</p>	B (一部反映)	<p>以下の点を修正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全般的に専門用語に注釈をつけたこと。</li> <li>・長文については、より分かりやすくなるよう、ひとまとまりの内容で句点を付し、複数の文としたこと。</li> </ul>
15	今村委員	第3章	3	(3) p66~67	<p>対人援助の具体的な効果については非常に難しいことがあるが、税金により事業を行う側としては、効果のあるものを実施する必要がある。</p> <p>非行少年は少なくなったが、ニートやひきこもりなど表に出てこない形で問題行動が増えているのではないかと思う。少年鑑別所としても、非行関連の少年のみを対象とするのではなく、地域に対して非行や犯罪につながるような予防にも対処していくということで、広く門戸を開いて、一般からの相談も受けている状況。</p> <p>関係機関との連携については、当初としても、これまでの知見を還元していきたい。また、警察の方からメディアリテラシー関係で御協力をいただいている話があったが、当初でも非行防止につながったということ踏まえ、非行防止講座などに取り組んでいる。</p>	(参考意見として傾聴)	C (趣旨同一)	<p>第3章3青少年を事件事故から守る「環境づくり」において、相談体制の一層の整備を図ることとしており、反映済みとさせていただきます。</p>
16	石渡委員	第3章	1	(5)オ p47~48	<p>各機関の連携は大事。非行少年は学業の中退者はかりで、学業に戻る際には支援が必要で、修学心を持たせるにはどうしたらいいかが課題。</p> <p>施策の推進体制ということで部内調整についても書いているが、どこの部局が中心となって動くのか認知されたほうがいいのではないかと個人的には思う。</p>	<p>子ども・若者自立支援ネットワーク会議を設置し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対し、関係機関が連携して効果的な支援に取り組むこととしています。</p> <p>中退者については、学校や警察が地域若者サポートステーション事業等と連携して支援していくことが有効と考えられることから、記載内容を一部追加します。</p>	B (一部反映)	<p>以下の点を修正しました。</p> <p>1(5)オ 社会復帰活動への支援と温かく見守る環境づくり</p> <p>【施策の推進方向】</p> <p>○ <u>学校、警察、地域若者サポートステーション、矯正・更生保護施設等の関係機関が連携しながら、非行から立ち直ろうとする青少年に対し、ニーズに応じた支援を行います。</u></p> <p>・第3章の施策の推進方向において、各施策について担当室課を記載</p>
17	鈴木委員	第1章	1	(5) p12	<p>青少年の就労についてだが、8月末現在の岩手県有効求人倍率は1.39だが、ハローワークごとにばらつきがある。一番高いのが北上で1.81、花巻1.76、奥州1.49と、内陸の方が高く、県北沿岸は若干低くなってきているような状況。</p> <p>令和元年度の新卒の高校生は就職率が100%決まったが、県内就職率は70%くらいであり、ハローワーク単位別で見ると有効求人倍率を同じ。バランスよく持っていくにはいけない。</p>	<p>雇用情勢は地域によって状況が異なることから、取組にあたっては、地域特性も踏まえながらきめ細かに対応していきます。</p>	D (個別計画の策定及び参考とするもの)	—
		第3章	1	(3)イ p40			D (個別計画の策定及び参考とするもの)	—